

京都市桃山東第二土地区画整理組合が施行する京都市桃山東第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更を、土地区画整理法第39条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供しますので、同法施行令第3条の規定により次のとおり公告します。

なお、当事業計画について意見のある利害関係者は、平成19年9月6日まで意見書を提出することができます。

平成19年8月10日

京都市長 榎本 頼兼

- 1 縦覧期間 平成19年8月10日から同年8月23日まで  
(期間内の土曜日及び日曜日を含む。)
- 2 縦覧時間 月曜日から金曜日 午前8時50分から午後5時20分まで  
土曜日及び日曜日 午前9時から午後5時30分まで
- 3 縦覧場所 京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地  
京都御池第一生命ビル3階  
京都市建設局都市整備部区画整理課

(建設局都市整備部区画整理課)